

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

平成25年3月
総務省

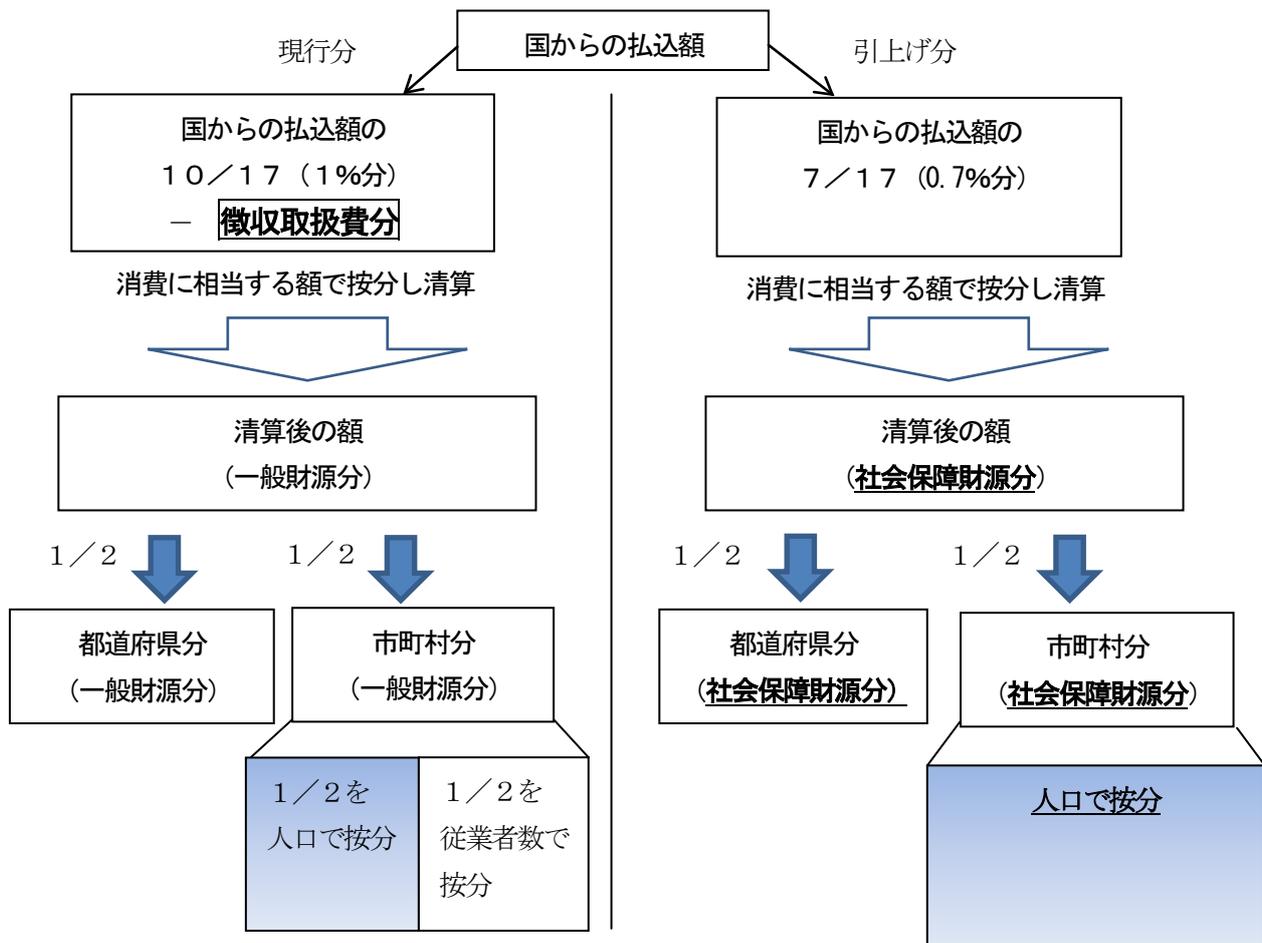
1 趣旨

地方税に係る税制抜本改革法（昨年8月22日公布）による1段階目の地方消費税率の引上げ等に伴い、地方税法施行令等の規定の整備を行うもの。

2 主な改正内容

- 地方税に係る税制抜本改革法においては、地方消費税率を段階的に引き上げ（現行消費税率換算1%⇒1.7%（26年4月～）⇒2.2%（27年10月～））、引上げ分の地方消費税を社会保障財源化することとされた。
- これに併せて、社会保障財源となる引上げ分の地方消費税については、徴収取扱費分を除かず、現行分とは区別して、清算や市町村への交付を行うこととされた。
- これに伴い、当該清算や市町村への交付の時期等を規定した、地方税法施行令についても、同様の改正を行うこととする。

【税率引上げ後の地方消費税の仕組み】



3 施行期日

平成26年4月1日